

農業委員会からのお知らせ

◎市内の農地の現状

農地の移動と転用状況

(面積：㎡)

種別	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
農地法3条(耕作目的の農地の権利移動)	136,861	120,538	111,924	145,509	514,832
農地法4条(権利移動を伴わない転用)	3,634	12,969	7,952	4,473	29,028
農地法5条(権利移動を伴う転用)	29,954	19,081	38,475	16,809	104,319

平成20年度耕作放棄地の調査状況

(面積：㎡)

生野地域	和田山地域	山東地域	朝来地域	合計
38,189	198,179	161,492	120,565	518,425

※耕作放棄地は、全国的に課題となっており権利設定による貸借など、有効利用に向けた取組が行われています。

農地の無断転用には厳しい罰則

許可を受けずに行った農地の転用行為は違法です。無断で行うと、農地の権利が生じないだけでなく、県知事が工事を中止させ、原状回復などの命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金が科せられることがあります。農地を転用しようとする場合には、農業委員会へ相談してください。

農地は個人の貴重な財産であると共に、大切な役割をもつ限りある資源です

農地の取得は「耕作をする人」以外には認められていません。事情で耕作ができなくなった場合など、農業委員に相談してください。

◎農業相談会の開催

市農業委員会では、毎月、農業委員による農業相談会を開催しています。安心して農地を貸し借りできる農地の利用権設定など、農業に関することなら何でもお気軽に相談してください。なお、事前に予約が必要となりますので、農業委員会事務局まで連絡してください。相談日に都合が悪い場合は別途相談を受け付けします。

(6月～8月の実施予定)

日	付	場所
6月25日	(木)	山東庁舎 1階会議室
7月23日	(木)	南庁舎 1階会議室
8月27日	(木)	朝来庁舎1階 第1会議室

(時間：13時30分～16時)

農政の動きを知り経営に役立てる「全国農業新聞」

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙。地域独自のイベント情報などの提供や農業に関する情報がわかりやすいよう解説的にまとめてられています。

購読の申し込みは、農業委員会事務局まで。

■問い合わせ先 農業委員会事務局(市役所農業振興課) ☎672-2774

6月の税

国民健康保険税 2期
個人市民(県民)税 1期

納期 6月30日(火)まで

優良運転者表彰

福祉課母子自立支援員
☎672-16123
※相談概要を事前にお聞きします。

和田山交通安全協会・生野朝来地区交通安全協会は優良運転者などの表彰を行っています。表彰を受けるためには申請が必要ですが、表彰の基準を満たすと

▽お問い合わせ先
和田山交通安全協会
☎672-13400
生野朝来地区交通安全協会
☎679-13898

▽申請期限 6月30日
思われる人は、ぜひ申請しましょう。

表彰(火)基準など、詳しくは各交通安全協会にお尋ねください。

6月は「環境月間」 6月5日は「環境の日」です

環境に配慮した「循環型社会」の実現のためには、一人ひとりが今のライフスタイルを見つめ直し、身近にできることから取り組んでいくことが大切です。

- アイドリング・ストップなどのエコドライブを実践しましょう
- 買い物には“マイバッグ”を持参しましょう
- 容器包装のリサイクルに積極的に協力しましょう
- これから夏に向けて冷房は28度を目安にしましょう

市役所生活環境課